



平成 21 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 新立川航空機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石戸 敏 雄  
(コード番号 5996 東証第 2 部)  
問い合わせ先 常務取締役  
山本重年  
(TEL 042-529-1111)

### 訴状受領のお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 24 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて、下記「訴訟を提起した者」より、平成 21 年 9 月 18 日付で下記内容の訴訟の提起をしたとの連絡を受けたことを公表いたしました。平成 21 年 10 月 10 日に東京地方裁判所より訴状の送達を受けましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提起日 平成 21 年 9 月 18 日
- (3) 訴状の送達を受けた日 平成 21 年 10 月 10 日

#### 2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は、平成 21 年 6 月 24 日開催の第 75 回定時株主総会において、石戸敏雄、山本重年、伊藤恭悟、荒井敏夫、筑紫賢二、塚原一男、瓦谷立身及び渡邊亘章を取締役に選任する旨の決議をいたしました。この決議に関し、株主であるロイヤル バンク オブ カタ トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド及びエフィッセ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディーが、「決議の方法が法令に違反し、取消事由が存在する」として、上記決議の取消しを求めて訴訟を提起したものです。

#### 3. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 ロイヤル バンク オブ カタ トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド  
所在地 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グラント・ケイマン KY1-1110、ジジョージ・タウン、シゲソン・ロード  
24 私書箱 1586
- (2) 名 称 エフィッセ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディー  
所在地 049705 シンガポール、セシルストリート 20、エクイティ・プラザ 14-01

#### 4. 訴訟の内容

- (1) 当社の平成 21 年 6 月 24 日開催の第 75 回定時株主総会における、石戸敏雄、山本重年、伊藤恭悟、荒井敏夫、筑紫賢二、塚原一男、瓦谷立身及び渡邊亘章を取締役に選任する旨の決議の取消しの請求
- (2) 訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

#### 5. 今後の見通し

当社といたしましては、当社第 75 回定時株主総会における決議は適法かつ適正に行われたものと確信しており、今後は、本件訴訟において決議の適法性等を主張していく所存です。

なお、当社の業績に与える影響は、現時点では不明ではありますが、開示すべき事項が発生した場合には、適時開示を行います。

以上